

規制改革推進会議の進め方について

令和2年10月5日
規制改革推進会議
議長 小林喜光

1. 会議の開催

- (1) 令和3年6月までをサイクルとし、規制改革の審議を進める。
- (2) 会議は必要に応じ開催する。

2. ワーキング・グループ（WG）等

- (1) 「成長戦略」、「雇用・人づくり」、「投資等」、「医療・介護」、「農林水産」、「デジタルガバメント」の6つのWGを引き続き設置する。
- (2) 会議の運営や基本的事項等について議論する議長・座長会合を設置する。
- (3) 規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）に寄せられた提案等について議論するホットラインチームを設置する。
- (4) 必要に応じて、公開ディスカッションを開催する。

3. 審議方法

- (1) 当面の審議事項（規制改革実施計画のフォローアップを含む）に沿って審議を行う。
- (2) 本会議は、各WGの審議状況等について適宜報告を受けるほか、会議全体で取り組むべき重要課題等を取り扱う。
- (3) 本会議は、議長ないしは各WG座長の判断に基づき、必要に応じ、合同会議の開催、相互の委員のオブザーバー参加などの取組を通じて、関連する会議との連携に努める。
- (4) 来年6月を目途に答申を取りまとめる。答申の取りまとめは、本会議の審議を経た上で決定する。必要に応じ、中間取りまとめの公表を検討する。なお、答申を待たずに、改革を実現すべき事項については、早期の実現を求める。
- (5) 本会議・WGともに意見を適宜発表する。WGの「意見」は本会議の承認を原則とするが、議長の判断により事後承認とすることができるものとする。